

鶴ヶ島中学校大規模改修工事設計業務公募型
プロポーザル実施要領

令和5年7月

埼玉県鶴ヶ島市教育委員会

－目次－

1	趣旨	1
2	業務の目的	1
3	業務の概要	
	（1）業務の名称	2
	（2）業務の委託内容	2
	（3）履行期間	2
	（4）契約上限額	2
4	プロポーザル参加の要件	3
5	全体スケジュール	5
6	現地見学会の実施	
	（1）対象校	6
	（2）所在地	6
	（3）日程	6
	（4）見学方法	6
	（5）見学対象	6
	（6）申込	7
	（7）見学の留意事項	7
7	質問の受付及び回答	
	（1）質問	8
	（2）回答	8
8	プロポーザル応募の手続き	
	（1）応募に当たっての留意事項	9
	（2）参加表明書等の提出	10

(3) 企画提案書等の提出	10
(4) 企画提案書等作成の留意事項	11
(5) 参加に係る費用	13
(6) 提出書類の取扱い	13
(7) 損害賠償請求	14
(8) 関係法令等の遵守	14
(9) 失格事項	14
(1 0) 辞退の方法	15
9 プロポーザル審査の実施	
(1) 委員会の設置	16
(2) 審査の概要	16
(3) 評価・採点基準及び配点割合	16
(4) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	17
(5) 特記事項	18
1 0 受注候補者の選定及び契約締結	
(1) 審査結果の通知	19
(2) 契約締結	19
1 1 資料等の貸与	20
1 2 その他	
(1) 工事監理業務	21
(2) 著作権	21
(3) 工事入札参加制限	21
1 3 事務局	21

1 趣旨

この実施要領は、鶴ヶ島中学校大規模改修工事設計業務（以下「本業務」という。）の委託に当たり、公募型プロポーザル方式による評価を行い、最も優れた提案を行った提案者を本業務の契約を締結する候補となる事業者（以下「受注候補者」という。）として選定するために必要となる事項を定めるものとする。

2 業務の目的

鶴ヶ島市の小・中学校は、児童・生徒数の減少による小規模化と学校施設の老朽化が進んでいる。未来を担う子どもたちがいきいきと学び、発達段階に応じて「生きる力」を身につけるためには、集団としての教育機能が最大限に発揮される学校規模を整え、豊かな社会性を育む教育環境を整備していくことが重要である。

鶴ヶ島市教育委員会は「未来を創り出す力を育む教育の推進」を目指し、学校規模の適正化と学校施設の整備による教育環境・教育機能の向上を図り、魅力ある学校づくりを進めている。

本業務は、中学校の再編に合わせて行う学校施設の大規模改修工事に向けた設計業務であり、「（仮称）鶴ヶ島市立西部中学校開校に向けた基本方針」及び「（仮称）鶴ヶ島市立西部中学校の施設整備方針（以下「整備方針」という。）」を十分に理解し、高度な専門性に基づく設計技術や合意形成能力によって、学校をはじめとする関係者等の意見を柔軟に取り入れ設計に反映させることを目的に実施するものである。

3 業務の概要

(1) 業務の名称

鶴ヶ島中学校大規模改修工事設計業務

(2) 業務の委託内容

鶴ヶ島中学校大規模改修工事設計業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年12月27日までとする。

ただし、契約期間中の業務の履行に係る条件として、仕様書「II 1. (9) その他、業務の履行に係る条件等」に指定部分の範囲における履行期限を定める。

(4) 契約上限額

本業務に係る費用は、54,462千円を契約上限額とし、業務に必要な建築確認申請手数料等の官公署への諸手続き費用を含むものとする。

年 度	上 限 額
令和5年度	16,339千円
令和6年度	38,123千円
2か年合計	54,462千円

※金額はあくまで予算額（消費税及び地方消費税を含む。）であり、契約金額ではない。

4 プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件①～⑩を全て満たした単体企業又は設計共同企業体（以下「JV」という。）とし、JVとして本プロポーザルに参加する場合は、要件①～⑩に加えて、要件⑪～⑭を全て満たすものとする。また、JVを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。なお、次の要件のいずれかを満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

<単体企業又はJVの参加要件>

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ② 令和5年度鶴ヶ島市競争入札参加資格を有する者
- ③ 市から入札参加資格停止又はそれに準ずる措置を受けていない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をしていない者
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者
- ⑥ 鶴ヶ島市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）に該当しない者
- ⑦ 本要領の公告日以前に、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であり、また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている建築士が所属していない者
- ⑧ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校をはじめとする教育施設について、次のいずれかの業務実績等を有している者

ア 建築設計業務

- ・ 新增改築、長寿命化改良事業、大規模改造等の工事に係る設計
- ・ 新たな学習空間の創出に対する設計
- ・ 木造建築物の設計

- ・用途変更又は転用に係る設計
- ・地域の特色や独自性を生かした文化・スポーツの拠点に係る設計
- ・防災拠点機能の設計

イ 公共施設再編の計画策定又は策定支援業務の実績

ウ 関係者の意見集約及びその合意形成実績

- ⑨ 市や関係者との協議・調整など、意見集約に十分な能力を有し、本業務に関連する諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者
- ⑩ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人又は法人以外の団体でない者

<JVの参加要件>

- ⑪ JVの結成方法は、事業者の自主的な結成によるJVであること
- ⑫ 代表構成員は、本業務の中心的役割を担う履行能力を持ち、出資比率は構成員中最大であること
- ⑬ 代表構成員を含む構成員は2者又は3者とする
- ⑭ 構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とする

5 全体スケジュール

本業務の受注候補者の選定は、次のスケジュールに沿って行う。なお、⑧一次審査（書類審査）は、応募事業者（以下「応募者」という。）が多数（概ね6者以上）の場合のみ行い、審査通過者を対象に⑩二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を行うものとする。

なお、応募者が1者であった場合においてもプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。

項目	日時
①公募開始	令和5年7月4日
②現地見学会申込期限	令和5年7月11日17時
③現地見学会	令和5年7月16日～17日（予定）
④質問受付期間	令和5年7月18日～24日17時
⑤質問に対する回答	令和5年7月31日
⑥参加表明書提出期限	令和5年8月4日17時
⑦企画提案書提出期限	令和5年9月8日17時
⑧一次審査（書類審査）	令和5年9月中旬予定
⑨一次審査結果通知	令和5年9月中旬予定
⑩二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和5年9月下旬予定
⑪二次審査結果通知	令和5年9月下旬予定
⑫契約締結	令和5年10月上旬予定

6 現地見学会の実施

本プロポーザルに参加する予定の事業者（以下「参加予定事業者」という。）を対象に、現地見学会を実施する。

（1）対象校

鶴ヶ島市立鶴ヶ島中学校

（2）所在地

埼玉県鶴ヶ島市大字脚折 1868 番地の 5

（3）日程

実施日 令和 5 年 7 月 16 日～17 日（予定）

見学枠	枠 1	9:00～10:30
	枠 2	11:00～12:30
	枠 3	13:30～15:00
	枠 4	15:30～17:00

（4）見学方法

- ・現地見学は参加予定事業者ごとに実施する。
- ・参加者は 1 参加予定事業者につき 5 名以内とする。
- ・屋外は自由に見学できるが、校舎内は市職員が同行する。
- ・集合時間は見学開始 10 分前とする。
- ・集合場所は中学校駐車場とする。
- ・自動車で来校する場合は市職員が指定する場所に駐車すること。
- ・自動車は 1 参加予定事業者につき 2 台以内とする。

（5）見学対象

校舎及び学校敷地内を見学対象とする。ただし、職員室など学校運営上見学できない場所もあるので留意すること。

(6) 申込

申込期限 令和5年7月11日17時

申込先 本要領「13事務局」参照

提出書類 現地見学会参加申込書（様式第1号）

申込方法 電子メールにて申込むこと。誤送信等により未着の場合には現地見学会に参加できないため、メール送信後は電話で到達確認をすること。また、申込みは参加予定事業者ごとにまとめて行うこと。なお、見学会の詳細については、申込時の希望見学枠を踏まえて調整し、別途連絡する。

(7) 見学の留意事項

- ・学校敷地内は全面禁煙である。
- ・悪天候でない限り雨天決行とする。
- ・学校教育活動等に支障のないよう見学すること。
- ・資料及び上履きなど、見学に必要なと思われるものは各自用意すること。
- ・カメラ等による現地の撮影は可能だが、生徒が特定されないよう留意すること。また、撮影した写真等は本プロポーザル以外に使用しないこと。
- ・当日は本プロポーザルに係る質問を受け付けないため、本要領「7 質問の受付及び回答」により質問すること。

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに係る質問の受付及びその質問に対する回答については次のとおり行う。

(1) 質問

受付期間 令和5年7月18日～24日17時

受付先 本要領「13事務局」参照

提出書類 質問書（様式第2号）

受付方法 電子メールにて提出すること。誤送信等により未着の場合には質問に対する回答は行わないため、メール送信後は電話で到達確認をすること。また、質問は参加予定事業者ごとにまとめて行うこと。

(2) 回答

質問に対する回答については、令和5年7月31日に市のホームページに掲載するが、質問書を提出した参加予定事業者（以下「質問者」という。）の競争上の利益、地位を侵すおそれがあると判断した場合には、質問者のみに回答することがある。

8 プロポーザル応募の手続き

(1) 応募に当たっての留意事項

- ① 応募者が単体企業である場合、他の応募者である JV の代表構成員を含む構成員となることはできない。
- ② 応募者が JV である場合、その他 JV の代表構成員を含む構成員となることはできない。
- ③ 応募者が業務を再委託する構造、電気又は機械設備等の協力設計事務所に限っては、他の応募者においても協力設計事務所となることができる。
- ④ 次に該当する者が所属する単体企業又は JV は参加要件を満たしている者であっても、本プロポーザルに応募することはできない。
 - ア 鶴ヶ島中学校大規模改修工事設計業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき設置された鶴ヶ島中学校大規模改修工事設計業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）委員及びその親族（二親等以内、以下同じ。）である者
 - イ 委員会委員及びその親族が主宰、役員、顧問又は所属する組織に所属する者
 - ウ 市の組織に所属する者
- ⑤ 技術管理者は、公告の時点において、一級建築士の資格を有すること。
- ⑥ 意匠、構造、電気設備及び機械設備並びに積算について、主任担当者をそれぞれ 1 名配置すること。また、それらを総括する総括担当者を 1 名配置すること。
- ⑦ 技術管理者、総括及び意匠主任担当者は、公告の時点において、応募者（JV である場合は代表構成員又は構成員）と直接的な雇用関係を有すること。
- ⑧ 技術管理者は、総括及び各主任担当者と兼任することはできない。また、総括及び各主任担当者についても、他の主任担当者と兼任すること

はできない。

- ⑨ 技術管理者、総括及び各主任担当者（以下「配置技術者」という。）以外に本業務をまとめるプロジェクトリーダーの配置を推奨する。なお、プロジェクトリーダーの資格要件は問わない。

（２）参加表明書等の提出

応募者は次のとおり、参加表明書等を提出すること。なお、連名による参加はできない。

提出期限 令和５年８月４日 17時

提出先 本要領「13事務局」参照

提出書類 <単体企業の場合>

プロポーザル参加表明書（様式第3号の1）

<JVの場合>

プロポーザル参加表明書（様式第3号の2）及び設計共同企業体協定書（様式第4号）

提出方法 郵送（必着）又は窓口持参にて提出すること。また、郵送の場合は配達記録等の活用により到達確認を行うこと。

なお、参加表明書の受領時に、企画提案書等の提出で使用する整理番号を付与するため、電話又は窓口にて確認すること。

（３）企画提案書等の提出

応募者は次のとおり、企画提案書等を提出すること。なお、応募者からの提出は1点のみとする。

提出期限 令和５年９月８日 17時

提出先 本要領「13事務局」参照

提出書類 ① 企画提案書（様式第5号の1又は様式第5号の2）

② 要求水準確認表（様式第6号）

- ③ 事業者概要書（様式第 7 号）
- ④ 業務実施体制（様式第 8 号）
- ⑤ 事業者の業務実績一覧（様式第 9 号）
- ⑥ 配置技術者の経歴一覧（様式第 10 号）
- ⑦ 配置技術者の保有資格証の写し及び代表実績の写真
- ⑧ 業務の実施方針（任意様式）
- ⑨ 技術提案書（任意様式）
- ⑩ 見積書（任意様式）

提出部数 企画提案書等（①～⑨） 16 部

（内訳）

- ・ 代表者印を押印した原本 1 部
- ・ 原本の写し 14 部
- ・ 控え 1 部

見積書（⑩） 1 部

提出方法 窓口持参にて提出すること。提出書類に不備がなければ、控えに受付印を押印し、窓口で返却する。また、提出後は電子メール（PDF 形式）でも提出すること。

（４）企画提案書等作成の留意事項

＜基本事項＞

- ・本プロポーザルは本業務の委託に当たり、優れた提案を行う提案者を求めるものである。
- ・詳細設計は、契約締結後に技術提案内容を反映しつつ、市が提示する資料に基づき両者協議の上、開始する。
- ・本要領における記載事項以外の内容を含む企画提案書等については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

＜提出書類の作成＞

- ・使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時

及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。また、数字についてはアラビア数字を用いるものとする。

- ・用紙のサイズについては日本工業規格A版を用いるものとする。
- ・提出後の記載内容の追加、修正はできないものとする。
- ・企画提案書等（①～⑨）は、様式ごとにページ番号やインデックスを付け、1部ずつファイルに閉じること。ファイルの表紙及び背表紙に参加表明時に付与した整理番号を記載すること。また、出力は片面印刷とし、応募者名は記載しないこと。
- ・使用する文字の大きさは11ポイント以上とし、図表中の文字は7ポイント以上とすること。
- ・カラー印刷、写真・絵・図・表等の挿入は可とするが、別紙添付は不可とする。

＜事業者の業務実績一覧（様式第9号）＞

- ・A4版2枚以内とする。
- ・公告の日までの本要領「4プロポーザル参加の要件⑧」に記された要件を満たす業務実績を記載すること。

＜配置技術者の経歴一覧（様式第10号）＞

- ・A4版2枚以内とする。
- ・公告の日までの本要領「4プロポーザル参加の要件⑧」に記された要件を満たす業務実績を記載すること。
- ・公告の日現在における手持ちの設計業務を記載すること。
- ・受賞歴等については、過去に携わった担当業務を記載すること。
- ・建築設計業務の代表的な実績については、外観写真1点及び施設内写真1点も併せて提出すること。

＜業務の実施方針（任意様式）＞

- ・A3版（ヨコ）1枚とする。
- ・本業務、市の公共施設再編に対する理解度、（仮称）鶴ヶ島市立西部中学校開校に向けたスケジュール及び設計段階の意見集約に係る協力

体制を整理し、業務遂行における実施方針について提案すること。

- ・施工期間短縮となる設計上の工夫などがあれば併せて提案すること。

＜技術提案書（任意様式）＞

- ・A3版（ヨコ）3枚以内とする。
- ・鶴ヶ島中学校大規模改修工事設計業務公募型プロポーザル実施要領別冊（特記事項）に基づき、各テーマに沿って提案すること。

＜見積書（任意様式）＞

- ・見積書は、提出日、会社名、代表者名及び代表者印を記載・押印し、「鶴ヶ島市長」宛てにより提出すること。
- ・見積金額は消費税及び地方消費税を除いた額とし、見積書中に「消費税及び地方消費税は別途加算とする。」旨を記載すること。消費税及び地方消費税は、契約締結時の決定額に加算（1円未満の端数切捨て）して請求するものとする。
- ・見積書は、本業務に係る所要経費の全てを見積り、総額及び積算内訳を記載すること。

（５）プロポーザル参加に係る費用

企画提案書等の作成及び提出など、本プロポーザル参加に係る費用については全て応募者の負担とする。

（６）提出書類の取扱い

- ・提出書類の返却は行わない。また、応募者の許可なく本プロポーザル以外の目的には使用しない。
- ・市は本業務に係る報告、説明及び公表などのために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、情報公開請求があった場合は、鶴ヶ島市情報公開条例（平成14年条例第18号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- ・提出書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、

日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生じる責任は、原則として応募者が負うこと。

(7) 損害賠償請求

受注者は技術提案内容を確実に履行すること。受注者の責により提案内容を履行できない場合は、市と協議し同等の対応を行うこと。なお、履行状況が悪質と認められる場合は、契約を解除し損害賠償の請求を行うことがある。

(8) 関係法令等の遵守

提案に先立ち、応募者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約締結後の本業務中における関係法令等の適合責任は、受注者に属することとする。

(9) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出方法、提出場所及び提出期限を遵守しなかった場合
- ② 提出書類に記載すべき事項の全てを記載しなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④ 審査に影響を与える工作等、不正な行為を行った場合
- ⑤ 参加要件を満たさないことが判明した場合
- ⑥ 参加表明書の提出から受注候補者の選定までの期間中に指名停止を受けた場合
- ⑦ 企画提案書等の提出に際して不正な行為を行った場合又は本要領に定める手続きによらなかった場合
- ⑧ 契約上限額を超える受注予定金額を提案した場合
- ⑨ 受注候補者の選定までに、設置要綱第3条又は第9条に示す委員や

事務局に対し、本業務に係って直接間接問わず接触又は連絡を求めた
場合

- ⑩ 審査の公平性・公正性を害する行為を行った場合
- ⑪ その他、委員会が不適格と認めた場合

(10) 辞退の方法

参加表明書の提出後に辞退をする場合は、令和5年9月8日17時までに、辞退届（様式第11号の1又は様式第11号の2）により郵送（必着）又は窓口持参にて申し出ること。また、郵送の場合は配達記録等の活用により到達確認を行うこと。

辞退を理由として、当市における他の発注業務等に際し不利益な取扱いをすることはない。なお、辞退届の受領後に辞退の撤回はできないこととする。

9 プロポーザル審査の実施

本プロポーザルの審査は次のとおり行う。なお、審査については非公開で行う。

(1) 審査委員会の設置

設置要綱に基づき、審査内容等の公正性、透明性の確保等の観点から、次に掲げる委員により構成する委員会が審査を行う。また、事務局として、教育委員会教育総務課が審査に係る庶務を行う。

委員	備考
副市長	委員長
総合政策部長	
都市整備部長	
教育部長	
教育部参事	
鶴ヶ島中学校長	

(2) 審査の概要

- ① 整備方針及び本要領に基づき、設計と条件となる要求水準を満たしているか事前確認を行う。
- ② 要求水準を満たした応募者から提出された企画提案書等について、委員会による一次審査（書類審査）を行い、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）に進む応募者を選定する。なお、審査結果及び二次審査の詳細については電子メールにて別途通知するものとし、審査結果に対する問合せ及び異議申立てについては一切応じない。
- ③ 一次審査通過者を対象に、委員会による二次審査を行う。

(3) 評価・採点基準及び配点割合

応募者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションを基に評価し、委員による採点を足し合わせ、その点数が最も高い応募者を受

注候補者とする。

評価の配点は、次のとおりとし、合計 200 点満点で評価する。ただし、いずれの応募者も委員による採点の平均が最低基準点（120 点）に満たない場合は、受注候補者を選定しない。

評価・採点基準		配点
技術提案		
テーマ 1 <u>学校施設の老朽化状況を踏まえた長寿命化</u> 既存校舎の大規模改修（長寿命化改良事業）について		40 点
テーマ 2 <u>教育環境の充実及び魅力ある学校</u> 新たな教育ニーズへの対応・生徒の居場所づくりについて		40 点
テーマ 3 <u>地域と連携し、地域の拠点となる学校</u> 学校施設の有効活用について		30 点
テーマ 4 <u>社会的要求に対応する学校</u> 環境配慮・ユニバーサルデザインについて		20 点
テーマ 5 <u>学校施設のライフサイクルコスト縮減</u> 施設整備・維持管理における効果的な財政負担の軽減について		20 点
事業者基礎情報		
業務の実施方針 本業務、市の公共施設再編に対する理解度、業務スケジュール及び設計段階の意見集約に係る協力体制・合意形成能力について		20 点
事業者業務実績 事業者の業務実施体制や、学校をはじめとする教育施設に係る過去の同種又は類似業務の設計業務実績等について		10 点
担当者経歴 配置技術者の経歴、保有資格及び受賞歴等について		10 点
価格提案		
受注予定金額 提案課題を実現する設計業務委託の受注予定金額について		10 点
合 計		200 点

(4) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

二次審査は次のとおり行う。詳細については一次審査通過者を対象に電子メールにて別途通知する。

実施日 令和 5 年 9 月下旬

会場 市役所会議室

参加者 二次審査の参加者は5名以内（パソコン操作者を含む。）とし、業務実施体制（様式第8号）に記載のプロジェクトリーダー又は配置技術者がプレゼンテーション及び委員によるヒアリングに対する回答を行うこと。

所要時間 1応募者につき、45分（プレゼンテーション20分、ヒアリング25分）とする。

実施方法 プレゼンテーションは応募者が事前に提出した企画提案書等における「業務の実施方針」及び「技術提案書」について説明を行うこと。所要時間の範囲内において、その他本業務に当たり応募者が相応しいと考える提案を自由に行うことは差し支えないなお、プロジェクター及びスクリーンは市が用意するが、パソコン及びパワーポイント等のプレゼンテーションソフトを使用した説明用データについては応募者が用意すること。

（5）特記事項

- ・一次審査は応募者が多数（概ね6者以上）の場合のみ行い、審査通過者を対象に二次審査を行うものとする。
- ・応募者が1者であった場合においてもプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。
- ・提出後の企画提案書等について、記載内容の追加、修正はできないものとするが、プレゼンテーション及びヒアリングに対する回答を行う上で応募者が必要だと判断する場合、説明用データにおいては、企画提案書等の図版等の使用又は別途図面、模型及び透視図等を作成し、データに掲載することは差し支えない。なお、審査時に模型を持ち込むことは可とするが、その縮尺については1/200に限る。
- ・提出された企画提案書等及び審査の内容については、非公開とする。

10 受注候補者の選定及び契約締結

審査の結果、委員による採点を足し合わせ、その点数が最も高い応募者を最優秀者とし、本業務の受注候補者として選定する。次に得点が高い応募者を優秀者（次点）として選定する。なお、得点が同一の場合は、技術提案の評価が高い応募者を上位とし、さらに同列の場合は、受注予定金額が最も低い応募者を上位とする。

（１）審査結果の通知

審査結果については市のホームページで公表するとともに、応募者に電子メールにて別途通知する。なお、審査結果に対する問合せ及び異議申立てについては一切応じない。

（２）契約締結

・市は、受注候補者と契約条件及び委託業務内容を協議し、両者合意の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により本業務の契約を締結する。なお、協議の結果、受注候補者との合意ができず契約締結に至らなかった場合は、次点の応募者と協議を行う。

・契約締結後、配置技術者は原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由による場合には、市の承諾を得た上で、同等以上の技術力を備えた技術者に変更することとする。

・本プロポーザルは受注候補者の選定を目的とし、市は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

・選定されなかった応募者（その協力設計事務所は除く。）は、本業務に携わることはできない。

1 1 資料等の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査及び検討等は原則として受注者が行うが、市が所有し、本業務に活用できる資料についてはこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料等については借用書を提出し、業務完了とともに返却すること。

また、貸与を受けた資料等については本業務以外の目的に使用してはならない。なお、貸与可能資料等は下記のとおりである。

■貸与可能資料等一覧

- ・既存図 一式
- ・簡易配置図及び簡易平面図（JW-CAD データ） 一式
- ・令和 5 年度公立学校施設台帳（PDF 及び JW-CAD データ） 一式
- ・耐震診断業務成果物 一式
- ・本業務に関連する市の他の計画等

1 2 その他

(1) 工事監理業務

市では、本業務の受注者に対し、令和7年度から8年度にかけて予定している本業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）の監理業務についても特別の事情がない限り随意契約を締結することを想定している。

(2) 著作権

本業務に係る設計成果物について、本業務完了後の著作権は、受注者及び市の共有帰属とする。

(3) 工事入札参加制限

公正、公平な契約の阻害を防止するため、対象工事の入札に際しては、埼玉県「設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準」を準用することとする。

1 3 事務局

所在地 〒350-2292 鶴ヶ島市大字三ツ木 16 番地 1
担当 鶴ヶ島市教育委員会教育総務課
学校施設担当 (主幹) 松本、(主任) 長谷川
電話番号 049-271-1111 (内線 511 又は 514)
E-MAIL 10800010@city.tsurugashima.lg.jp